石橋地区消防組合職員の不利益処分に関する不服申し立ての状況

1 制度の概要

地方公務員法第49条の2では、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた場合において、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法により不服申し立て(審査請求又は異議申し立て)をすることができる、と規定されています。

職員の身分は、地方公務員法によって強く保障されています。この身分保障の効果を発揮するために、行政上の救済手続として不利益処分に関する不服申立ての制度が設けられています。

職員の不服申立ては、人事委員会または公平委員会によって審査されます。人事委員会および公平委員会は、不利益処分の審査を専門的、中立的な立場で適正、迅速な審査を行うこととされています。

2 種別・件数・処理状況

令和2年度中のこの制度に拘わる該当事項はありませんでした。

石橋地区消防組合職員の苦情の処理の状況

1 制度の概要

職員の苦情の処理とは、勤務条件に関する措置要求や不服申立てに必ずしも至らないような苦情相談を人事委員会が受け付け、相談 者本人や上司等の関係当事者に対し、事情聴取・助言・指導・あっ旋等を行うことをいいます。

2 相談内容

勤務条件その他の人事管理に関する苦情について相談することができます。

(例示)

- (1) 勤務条件に関する相談(超過勤務・年次休暇・育児休業 等)
- (2) 職場環境に関する相談(いじめ・セクシュアルハラスメント 等)
- (3) 人事制度に関する相談(人事評価制度、再任用制度 等)

3 種別 件数 等

令和2年度は該当項目はありませんでした。